

第1回 特定複合観光施設区域整備推進会議 議事録

一 会議の日時及び場所

日時：平成29年4月6日（木）13：00～15：00

場所：官邸2階小ホール

二 出席した委員の氏名

熊谷亮丸委員、櫻井敬子委員、篠原文也委員、武内紀子委員、丸田健太郎委員、美原融委員、山内弘隆委員、渡邊雅之委員

三 議事

1. 開会
2. 推進副本部長（石井国務大臣）からの挨拶
3. 議長の選任、会議運営規則の決定
4. 委員紹介
5. 事務局からの説明
6. 意見交換
7. 閉会

○森重特定複合観光施設区域整備推進本部事務局長 定刻になりましたので、ただいまから、第1回「特定複合観光施設区域整備推進会議」を開催します。

本日は、大変お忙しい中、御参集いただきましてありがとうございます。

私は、特定複合観光施設区域整備推進本部事務局長の森重でございます。

議長を選任いただくまでの間、議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

本日は第1回ですので、特定複合観光施設区域整備推進本部の副本部長・石井国務大臣に御出席いただいております。

まず、会議の開催に当たり、政府を代表して、副本部長である石井国務大臣から、御挨拶をいただきたいと存じます。

○石井国務大臣 本日は、委員の皆様方におかれましては、お忙しい中お集まりをいただきまして、心から御礼を申し上げたいと存じます。

特定複合観光施設、いわゆるIRは、地域の創意工夫及び民間の活力を生かした国際競争力の高い、魅力ある滞在型観光の実現や、地域振興、雇用創出といった効果が非常に大きいと期待をされているところであります。

一方で、様々な懸念事項への対策も必要であると認識しておりまして、制度上の措置の検討も必要であります。

こうしたことを踏まえまして、一昨日に行われました推進本部におきまして、安倍総理から、魅力ある「日本型IR」の重要な点といたしまして、家族連れで楽しめるエンターテインメント施設や、国際会議場・展示場等と一体的に運営し、日本の伝統・文化・芸術を生かしたコンテンツを導入することで、国際競争力の高い滞在型観光を実現するものにしていかなければならないこと、

また、シンガポールのような大規模な民間投資が行われ、大きな経済効果・雇用創出効果をもたらすものとする。あわせて、IRを訪れる旅行客が全国各地を訪問できるようにし、全国で経済効果をもたらすものとする、

カジノ収益を幅広い公益目的に還元することにより、国民の幅広い理解を得られるようにすること、

クリーンなカジノを実現するため、世界最高水準のカジノ規制を導入するとともに、それを的確に執行するための体制を整備すること、

依存症やマネー・ローンダリング、青少年への影響等、IRについての様々な懸念に万全の対策を講じることが示されまして、これらを通じ、クリーンなカジノを含む魅力ある「日本型IR」をつくり上げたいとのお考えが示されました。

委員の皆様方には、これらの点及びこれまでの国会での御議論や附帯決議を踏まえまして、「日本型IR」の実現に向けて、夏をめどに大枠の取りまとめをお願いしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○森重特定複合観光施設区域整備推進本部事務局長 ありがとうございます。
プレスの方は退出をお願いいたします。

【報道関係者退出】

○森重特定複合観光施設区域整備推進本部事務局長 石井国務大臣は、公務の御都合により、ここで退出いたします。

○石井国務大臣 どうもよろしく申し上げます。ありがとうございます。

【石井国務大臣、退出】

○森重特定複合観光施設区域整備推進本部事務局長 議事に入る前に、お手元の資料1、本会議の委員名簿に沿って、五十音順に委員の皆様を御紹介いたします。

熊谷亮丸委員

櫻井敬子委員

篠原文也委員

武内紀子委員

丸田健太郎委員

美原融委員

山内弘隆委員

渡邊雅之委員

以上8名の皆様は、4月4日付で、内閣総理大臣から委員の任命をされております。

なお、この会議の定足数は、推進本部令第4条第1項で過半数となっており、本日の出席者は8名ですので、過半数に達しており、会議が成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、議長の選任に移りたいと思います。

推進本部令第3条第1項に「推進会議に、議長を置き、委員の互選により選任する」と記載されております。議長には、交通政策審議会観光分科会の委員を務めるなど、IRや観光全般について高い見識をお持ちである山内委員をお願いしてはいかがかと、事前に御提案をさせていただいておりますが、いかがでございましょうか。

【「異議なし」と声あり】

○森重特定複合観光施設区域整備推進本部事務局長 御異議がないようでございますので、山内委員に議長に御就任いただくことで決定いたしました。

それでは、山内議長、恐縮ですが、議長席にお移りいただきたいと存じます。

【山内委員、議長席へ移動】

○森重特定複合観光施設区域整備推進本部事務局長 推進本部令第3条第2項に「議長は、会務を総理」と規定されておりますので、今後の議事運営につきましては、議長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○山内議長 ありがとうございます。御紹介いただきました山内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。これから議長を務めていただきます。

それでは、早速でございますけれども、議事を進めさせていただきます。

まずは、会議の運営方法についてお諮りをしたいと思います。事務局から御説明をお願いいたします。

○中川特定複合観光施設区域整備推進本部事務局次長 御説明させていただきます事務局次長の中川でございます。

それでは、お手元に配付されております資料2に基づきまして、この「推進会議運営規則（案）」について御説明させていただきます。

第1条（趣旨）は省かせていただきますけれども、第2条（推進会議の招集）は「議長が招集する」ということになっております。

第3条におきましては「議長は、必要があると認めるときは、推進会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる」とされております。

第4条（会議の公開）についてでございます。「議長は、推進会議に諮った上で、会議を公開することができる」とさせていただきます。

第5条（議事録）についてでございます。議事録につきましては、以下を記載するということで、

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員の氏名
- 三 議事となった事項

ということで、御発言していただいた委員の方の氏名も含めて、議事録を作成させていただきますと考えております。

第2項で「議事録は公開とする。ただし、議長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる」となっております。

第3項におきまして、そのような場合には「議事要旨を作成し、これを公開するものとする」としてあります。

第4項におきまして「会議資料は公開すること」を原則とさせていただきたいと思っております。

第6条（雑則）におきまして、その他「必要な事項は、議長が定める」という案になってございます。以上でございます。

○山内議長 会議運営方法につきまして、ただいま事務局から御説明がございましたけれども、何か御質問あるいは御意見等があれば御発言いただきますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、意見はないようですので、このように決したいと思います。

また、会議の公開についてでございますけれども、運営規則第4条で「議長は、推進会議に諮った上で、会議を公開することができる」とされております。少なくとも、大枠が取りまとめられるまでは、皆さんの自由闊達な御意見を伺いたいと思っておりますので、会議は当面非公開とさせていただきたいと思っております。よろしゅうございますでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

○山内議長 ありがとうございます。

それでは、本日は初回でございますので、委員の皆様から自己紹介をそれぞれ2分程度でお願いしたいと存じます。

まずは、熊谷委員から左回りの順でお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○熊谷委員 大和総研の熊谷と申します。

私はエコノミストでございまして、大和総研では常務執行役員、そして調査本部副本部長ということで、日本の経済全般もしくは金融全般に関する調査・分析業務を行っております。

今回この会議に入れていただきまして、非常に光栄に思っております。IRは日本の経済にプラスの影響があるというだけではなく、日本を海外に発信していく大きな拠点としての役割、これはもちろん文化の振興だとかそういう部分でも日本の経済社会全体に非常に大きなプラスの効果があるのではないかと考えておるわけでございます。その中では、まさに日本型のIR、例えば、歴史だとか文化だとか伝統だとか、事例でいえばシアターで日本の歌舞伎を上演していくということだとか、日本の文化を発信するという、もしくは最先端の技術、ロボットだとか自動運転車だとか、さらには「クールジャパン」の観点からアニメ等を海外に向けて発信する。当然経済的なメリットもあるし、他方で日本という国を知ってもらおう。そのことで文化的なプラスの影響があるという、非常に多面的な効果がある施策だと考えておりますので、本当に微力ではございますけ

れども、全力を尽くしていきたいと考えております。

もちろん、IRは経済のプラスの面がある一方で、リスクの部分をどうやって遮断するかということが私どもの大きな仕事だと考えておりますので、まさに総理がおっしゃっている、世界最高水準の厳格な規制をぜひ皆様といろいろな議論させていただきたいと思っております。私からは以上でございます。ありがとうございます。

○山内議長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、櫻井委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○櫻井委員 学習院大学の櫻井と申します。

私の専門は行政法でございます。行政法は行政規制のあり方について研究する学問分野ということになります。今回このお話をいただきまして、「日本型IR」ということなのですけれども、私自身もそうだったのですが、コンセプト自体がなかなかのみ込みにくいところがございます。

報道では、どうしても「カジノ法案」としか出てこなくて、そこが切り出されてしまっていますが、これは一つの要素にとどまるということでありますので、IRのコンセプトをちゃんとつくっていくということと、違法行為について、これを解禁するということになりますので、そののところをしっかりとコントロールできる仕組みをつくらないといけないのではないかと考えております。しかしながら、これまで行政の活動をずっと見ておりますと、本当に効く行政規制を、我が国の行政府は作れてきたかという、なかなか難しかったのではないかと考えておまして、そういう意味では、法律のつくり方という意味でも大変チャレンジングなものではないかと考えております。

勉強しながら議論させていただければと思っております。よろしくお願いたします。

○山内議長 ありがとうございます。それでは、篠原委員、よろしくお願いたします。

○篠原委員 私はカジノの愛好者ではあるけれども、そんなに専門家ではありません。ただ、山内議長と同じで、交通政策審議会の観光分科会の委員もさせていただいているし、新聞、テレビなどで長い間ジャーナリストとして馬齢を重ねてきているという中で、また発信させていただきたいと思っております。その上で、具体論的な意見交換の時間はまた後であるでしょうから、そのときにしますけれども、私は2つの視点が大事だと思っております。

一つは、これだけ世論とギャップが出ている。これをどう埋めるか。これは私みたいな者がここに入っている一つの役割かと思っております。主要な新聞の社説が全部、反対か批判か慎重かというのは珍しい例でございます。その辺をどう埋めていくかとい

うことです。

もう一つは、やはり地方創生、特に観光を肝とする地方の創生です。これをどのようにするか。総理の発言の中にも「全国を回るような」というものがあります。後でお話ししますが、例えば、カジノを大都市に限定的に造るとなると、そぐわないと思いますので、どのように設置を考えていくか。やはり地方創生という観点をしっかりインプットして議論させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山内議長 ありがとうございます。それでは、武内委員、よろしくお願いいたします。

○武内委員 コングレの社長の武内と申します。

MICEに関連するビジネスをやっておりまして、国際会議ですとか、学術会議を誘致、開催準備、運営をする仕事をしております。

それから、政府の会議ですと、昨年度の伊勢志摩サミットですとか、5月にございますアジア開発銀行（ADB）総会を準備する仕事などをしております。

もう一つは、そういったコンベンションに関わる中から、コンベンションセンターですとか、会議場などの経営やオペレーション、指定管理者という形での関わりもしております。

また、今回は観光も話題になるところですけれども、こういった運営のノウハウから文化観光施設におけるスタッフのオペレーションですとか、運営といった仕事も全国で大体80カ所ぐらいお受けしております。

今回のIR、カジノにということでは、MICEが大きなキーワードとしていつも取り上げていただいているところでもあります。総理から、いろいろ目標値ということでも、高い誘致件数の目標数字をいただいているのですが、これまで、日本全体が物づくりに重点が置かれており、ソフトの産業である、MICEも伸び悩んで、思うように数が増えていないという御指摘もいただいております。このIRが発展することで、MICEの一つの起爆剤的な位置づけになり、これをもって、いろいろな地方創生も含めて産業振興と併せて発展できるという観点から、関わらせていただけたらうれしいと思っております。

○山内議長 ありがとうございます。それでは、丸田委員、よろしくお願いいたします。

○丸田委員 私はあずさ監査法人の公認会計士の丸田と申します。

私はここ数年来、カジノ関連に関わりますいろいろな調査・研究を行ってまいりました。この中には、内閣官房や自治体の調査を受けまして、国内外の、海外については規制当局のインタビューであるとか、国内外の事業者や専門家との対話といったもので研究を重ねておりました。

私は会計士でございますので、強みは2つございます。1つは財務というか、お金に

係るところです。2つ目が、実は会計士のスペシャリティーの中に内部統制というものがございまして。

まず、財務の部分につきましては、IRというのは、内部補助と言われておりますが、お金の還流という部分は非常に複雑な仕組みがあつて、それによって民間の投資を呼び込むという特質がございまして、その意味ではその透明性を担保していくところでしっかり意見を言わせていただきたいと思ひます。

もう一つは、一方で、今の複雑な仕組みの中で、事業として継続的に投資を受け入れ、かつ更新投資も含めて、いわゆる事業の継続性という観点から、いろいろ規制と継続性のバランスをある程度見た上で制度を構築していかないと、恐らく民間事業者の投資を促進するという観点から難しい面もあるかと思ひます。そういう意味では、お金の面ではそういったところを中心に会計士の知見を可能なところで生かさせていただきたいと思ひます。

内部統制につきましても、特にIRの中のカジノは、マネー・ローンダリングのリスクもございまして、あとは不正行為のリスクが非常に高い領域になっています。カジノ内では、お金が商品・サービスとしてそのまま流れておりますので、その意味では諸外国の規制のみならず、世界に誇るような、不正を防ぐような非常に高品質の仕組みというものが期待されていると理解しておりますので、そこについてはしっかり会計士として、チェックの仕組みであるとか、スタンダードにつきましてもしっかりコメントさせていただきたいと考えております。どうもよろしくお願いいたします。

○山内議長 ありがとうございます。それでは、美原委員、よろしくお願いいたします。

○美原委員 美原です。

専門は公民連携を主体とした公共政策でございまして、PFI法あるいは公共サービスの制度設計に国の機関の一員として関与してきた経緯があります。山内議長に十数年にわたり、PFIではいろいろとお世話になっておりました。

ゲーミング政策も私の専門分野でして、これも実は公共政策の一部なのですが、残念ながら、あまり認知されていません。大学としてこれを研究しているのは日本では大阪商業大学のみになります。ゲーミング政策とは、カジノを含む様々な遊興の政策的な許諾や施行に関し、国、地方公共団体、民間事業者、利用者の関係性や政策的なあり方、あるいは市民社会における公共政策としてかかる許諾や政策がどうあるべきかということなどを研究対象とする学問です。

この分野への個人的な関わりは、元東京都知事がカジノの政策的検討をしたいとのことで、当時の都知事本部から要請を受けて、東京都の観光政策の中でカジノをどう位置づけるかを行政と一緒に検討したのが始まりです。観光交流のツールとして大都市におけるエンターテインメントがもたらす消費と交流が、当時のテーマだったのですが、この

考え方はIR推進法でも同じのようです。

その後、地方自治体では無理、国の制度として新たな法制度を構築すべきということで、自民党の議連からお誘いを受け、議員立法としての制度設計の議論に参加してきました。この動きは、民主党、また超党派議員連盟と継続していますが、国会議員の先生をお助けし、従来の公営賭博とは異なる我が国における新たなゲーミング法制の議論に参加してきたわけです。先進諸外国にあるこの制度的仕組みは、法治国家でもある日本でも当然できるはずという前提でもありました。

先ほど、櫻井委員が行政法的には興味深いと発言されましたが、確かに今までにはない制度的枠組みを前提にするわけで、分かりにくい法律の考えになりそうです。けれども、それが世界のスタンダードであるならば、我が国においても恐らく新しい制度を構築できる絶好のチャンスでもあるし、国民に対して健全かつ安心なゲーミング法制とはどうあるべきなのかに関し、この会議の皆さんと大きな議論を起こしながら、国民の理解を得られる考え方や仕組みを提示できる最大のチャンスではないかと思っています。

私は大学と大学院でゲーミング政策とか、諸外国のゲーミング法制のあり方、カジノの制度的あり方といったものを教育と研究の対象としていますし、その知見がこの我が国の法制度設計においても、お役に立てるところがあるのではないかと考えています。よろしくお願ひします。

○山内議長 ありがとうございます。それでは、渡邊委員、よろしくお願ひいたします。

○渡邊委員 末席をいただきましたが、弁護士法人三宅法律事務所の渡邊と申します。よろしくお願ひします。

私自身はふだん、金融機関のレギュレーションやコンプライアンス、それから情報管理などについて、仕事をさせていただいております。特に、このゲーミングについても、ここ5～6年、諸外国の規制や我が国におけるIR推進法について勉強させていただいております。

日本におけるIRについては、先日の本部における安倍総理の御発言のとおり、いくつかキーワードがあると理解しております。家族を連れて楽しめるエンターテインメント施設ということと、カジノだけではなくてその他の会議場施設や展示場施設、アミューズメント施設を含めた一体的な施設というところが重要なのだと考えております。それから、もちろん伝統文化、芸術というところも重要です。

それから、我々が意識しなければいけないと理解しておりますのは、国際的な観光振興でございます。それからもう一つ、先ほど熊谷委員からもお話がありましてとおり、全国的に効果が波及しなければいけない。そこを意識した議論をさせていただきたいと思っております。そうしなければ、我が国で新たに認めようと考えている民設民営のカジノというものの合法性が認められない。そういった意味で、世界最高水準の規制に関

して、私も今まで得た知見をこの場で提供させていただければと考えております。どうかよろしく申し上げます。

○山内議長 ありがとうございます。

最後に、私からも一言、御挨拶を申し上げたいと思います。

私は、大学のほうで商学部商学研究科に属しておりまして、専門は経済学であります。基本的に、経済学で公共政策あるいは場合によってはビジネスについて分析するのが私の専門でございまして、特に交通、それから公益事業系の公的な関与の強い分野を私の分析の専門としてまいりました。

一方で、これも交通に関係するのですけれども、先ほど御紹介いただきましたように、観光系に興味を抱きまして、政府でいろいろと委員に加えていただいております。同時に、学校のほうでも観光系の科目、正式には私の大学には観光系の科目はないのですけれども、ずっといろいろな企業から支援をいただいて、寄附講義の形で観光政策とか観光経営論をやってまいりました。これも宣伝になりますけれども、来年の4月から我が大学はMBAのコースで観光関係、ホスピタリティー関係の高度人材育成を始めることになりました。

そういったことで、このIR関係でいいますと、その観光との関わりで、私自身、皆さんのお役に立てればと思っているわけであります。

先ほどから委員の皆様のお話にありますように、これは新しい試みであるということが一つ。

それから、もう一つは、カジノという面がかなり強調されているけれども、あくまでIntegrated Resortであって、多くの魅力的な施設が一体となったリゾートの整備を目標とするものであると私自身は考えております。

その意味では、先ほど、篠原委員がおっしゃったように、民間とといいますか、一般の方々にその辺が理解されないがゆえに世論との乖離があるのではないかと考えております。その意味では、皆さんの意見、総意をまとめまして、国民の皆様にご理解いただけるような、あるいは国民の皆様にご誇れるようなIRの基本的枠組みを皆さんとともに作りたいと思っております。

ここにいらっしゃるの、この筋の第一の御専門の方ばかりでございますので、御知見をいただきまして、よい成果を残したいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事を進めさせていただきます。

本日の進め方でございますけれども、まずは事務局から、事務局説明資料の説明をいただいて、続いて事務局への質疑の後、安倍総理から示された「日本型IR」のコンセプトについて、各委員から御自由に御発言をお願いすることにしたいと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○中川特定複合観光施設区域整備推進本部事務局次長 それでは、私のほうから、資料3～9につきまして、極力、簡便に御説明をさせていただきたいと思っております。30分ほどのお時間を頂戴することになるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

まず、資料3でございますが、冒頭の石井大臣の御発言の中にも、あるいは御承知のとおり、先般の推進本部での総理の御発言の中にも、こういう「日本型IR」をつくってほしいということとともに、これまで推進法案をめぐる国会での議論あるいは附帯決議を踏まえて、今後、国民的な議論に耐えられる、しっかりとしたものを作ってもらいたいという御指示がございました。

その意味で、今後この推進会議の委員の皆様にはいろいろな論点を御審議いただくわけですけれども、これは白紙からの御議論ということでは決してなくて、推進法に書かれておりますこと、推進法案をめぐる国会での議論、そして、それを受けて国会の衆議院、参議院の内閣委員会から要望されました附帯決議を、政府としても最大限尊重して議論を進めていくこととなります。まず、今日は第1回目でございますので、この資料3に基づきまして、この推進法の概要、そして、国会で付せられましたこの附帯決議についておさらいをさせていただきたいと思っております。

推進法そのものでございますが、資料をおめくりいただきまして、1ページ目から推進法でございますけれども、多少、皆さんも御承知のことと重複する点があるかもしれませんが、お許しいただきたいと思います。

第一条が「目的」でございますが、3つ並んでおります。「観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものであること」が、大きな3つの目的として並んでおります。

これに関連しまして、第三条に「基本理念」が出ておりますけれども、2行目の「国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与する」という形でパラフレーズしておりますし、3～4行目にかけては「健全なカジノ施設の収益が社会に還元されること」を基本にしなければならないという「目的」及び「基本理念」が法律の中に書き込まれております。

第二条は「定義」でございますけれども、繰り返すまでもなく「『特定複合観光施設』とは、カジノ施設及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設が一体となっている施設」という定義になっておりますし、その文末には「民間事業者が設置及び運営をするものをいう」という定義規定になっております。

第二条第二項におきましては、「特定複合観光施設区域」は「地方公共団体の申請に基づき国の認定を受けた区域をいう」という基本的な仕組みが付されております。

少し飛ばさせていただきますが、第2ページの第九条のところには「カジノ施設の設置及び運営をしようとする者」は、カジノ事業者ということになると思っておりますけれども、文末に飛びまして、これは「カジノ管理委員会の行う規制に従わなければならない」と

いうことで、カジノ管理委員会がこの規制の執行官庁として登場いたします。

第3ページに進んでいただきまして、第十条の第一項と第二項に、今後、必要な法制上の措置を検討する際の着眼点がいくつか羅列されております。第十条の柱書きのところでございますけれども「カジノ施設における不正行為の防止並びにカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行う観点」から、以下の措置を講ずるものとするということで、

- ・ゲームの公正性の確保のために必要な基準
- ・チップその他の金銭の代替物の適正な利用
- ・施設の入場者から暴力団員その他カジノ施設に対する関与が不適当な者を排除するために必要な規制
- ・犯罪の発生の予防及び通報のための様々な仕組み
- ・風俗環境の保持等のために必要な規制
- ・広告及び宣伝の規制に関する事項
- ・青少年の保護及び青少年の健全育成のために必要な措置
- ・ギャンブル依存症等の悪影響を受けることを防止するために必要な措置

以上を羅列した後、第二項におきまして「外国人旅客以外の者に係るカジノ施設の利用による悪影響を防止する観点から、カジノ施設に入場することができる者の範囲の設定その他のカジノ施設への入場に関し必要な措置を講ずるものとする」ということになっております。

続いて、第十一条は、こういう様々なカジノの営業規制に関する執行機関としての「カジノ管理委員会」でございますけれども「内閣府に外局として置かれるもの」とすることになっております。

第十二条及び第十三条は、財政制度に関することですが、第十二条においては、「国及び地方公共団体」は「納付金を徴収することができるものとする」となっておりますし、第十三条においては、同様に「国及び地方公共団体」は「カジノ施設の入場者から入場料を徴収することができるものとする」となっております。

以上、様々な論点がこの法律の中に触れられておりますけれども、これらに係る法制上の必要な措置を、2ページに戻っていただきまして、第五条に「この法律の施行後一年以内を目途として講じなければならない」としているのが、この推進法の概要でございます。

引き続きまして、国会の審議の概要及びそれが昇華した形での附帯決議の内容について、簡単に御説明させていただきたいと思っております。

13ページに飛んでいただきたいと思っております。附帯決議は衆議院の内閣委員会、参議院の内閣委員会それぞれで付されておりますけれども、衆議院の附帯決議は、その全てが参議院の附帯決議に包含される形になっております。したがって、この資料は参議院の附帯をベースに作られたものでございます。附帯決議は、全部で16項目ございます。

13ページの第一項目は、IR制度の推進に関する基本理念でございます。このIR区域の整備を推進するに当たっては「特に」ということで、

- ・カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響を排除する観点、
- ・我が国の伝統・文化・芸術を活かした日本らしい国際競争力の高い魅力ある観光資源を整備する観点、並びに
- ・それらを通じた観光及び地域経済の振興に寄与する観点

に留意することとなっております。

これにつながりました国会審議での主な提案者などによる答弁といたしましては、14ページの一番頭になりますけれども「日本らしい国際競争力の高い魅力ある観光資源の整備」を進めるという趣旨で、例えばですけれども

「幅広い客層を誘客するための総合エンターテインメント施設であることが重要」であること、

「ビジネス客はもとより、ファミリー層のデスティネーションとなりうる施設」として考えていかなければならないこと、

「その中に、我が国の最新の技術であるとか、日本の歴史、伝統、文化であるとか、様々な要素が盛り込まれた」国際競争力のある施設が必要だということになっております。

2つ目の○の3行目のところには「クールジャパンの発信基地となることが必要である」という考えも答弁の中で示されているところでございます。

16ページに飛ばさせていただきます。第二項目は、いわゆる違法性阻却事由についての附帯決議でございます。

二 政府は、法第五条に基づき必要となる法制上の措置を講じるに当たり、特定複合観光施設区域の整備の推進に係る

- ・目的の公益性
- ・運営主体等の性格
- ・収益の扱い
- ・射幸性の程度
- ・運営主体の廉潔性
- ・運営主体の公的管理監督
- ・運営主体の財政的健全性
- ・副次的弊害の防止

等の観点から、刑法の賭博に関する法制との整合性が図られるよう十分な検討を行うこと、

という附帯決議になっております。

この附帯決議が由来するところは、1枚おめくりいただくと、17ページに「(参考)12月7日付法務省提出資料」というものがございます。これは、参議院内閣委員会での

審議の際に、質疑者からの資料要求に基づきまして、法務省が提出した資料が国会審議の議場の資料として配付されたものそのもののコピーでございます。まず、刑法が賭博を犯罪として規定している趣旨は、過去の最高裁判例などからの引用でございますけれども「国民の射幸心を助長し、勤労の美風を害するばかりでなく、副次的な犯罪を誘発し、さらに国民経済の機能に重大な障害を与えるおそれすらあることから、社会の風俗を害する行為として、処罰することとされている」というのが、刑法の賭博罪の立法の趣旨であるというところから始まりまして、カジノ規制の在り方についても、「基本法たる刑法が賭博を犯罪と規定している趣旨を没却するような立法がなされると、法秩序全体の整合性を害すること」となるという認識が示されまして、既存の公営競技等についても、特別法において、これらの観点を十分に担保するように努めているので「カジノ規制の在り方についても、同様の配慮が必要と思われる」ということで、先ほど、附帯決議の中で述べられたような8項目が並んでいるところでございます。

なお、8項目と言われることがございますけれども、いずれの文章におきましても、8番目の項目の最後のところに「等の観点から」という言葉がついておりまして、法務省刑事局は、別の国会審議の中でもこの違法性阻却事由を考慮する場合には、この8項目だけに限られるわけではないという政府答弁をしております。違法性を阻却するための考慮事項として、これら8項目以上にある場合もあるであろうし、これが全部必要だということでもないという認識も、国会答弁で法務省は述べているところでございます。

18ページにまいりまして、附帯決議の第三項は、いわゆるIR施設の規模ですとか、一体的な整備・運営の必要性、そしてカジノ面積の上限についての決議でございます。IR施設については、

- ・国際的・全国的な視点から、真に観光及び地域経済の振興の効果を十分に発揮できる規模のものとし、
- ・その際、特定複合観光施設全体に占めるカジノ施設の規模に上限等を設けるとともに、
- ・あくまで一体としての特定複合観光施設区域の整備が主眼であることを明確にすること

という決議でございます。

これらにつながります答弁といたしましては、大都市だけではなくて、地方においても置かれることが望ましいと考えているが、一定の規模は必要ではないかという答弁もございまして、次の答弁では「ある程度の規模があり、国際観光、日本の観光力強化に資する規模のものでなければ認定されないと認識している」という答弁もございまして、

3番目でございますけれども「IRには、一定規模以上の基準を実施法において明記してもらいたい」という提案者答弁もございまして、

なお、今、カジノの施設の一定の規模ということがございましたが、19ページを見ていただきますと、真ん中の「参考」で囲っておりますけれども、シンガポールの規制に

よりもすと、「カジノ施設内の全ゲーミング区域の総面積は、本施設の15,000平方メートルを超えないものとする」となっておりますので、シンガポールの規制法におきましては、カジノフロアの面積上限を絶対値として規制している例がございます。

20ページの第四項に移らせていただきます。IR区域の数及びその上限の法定についての決議でございます。特定複合観光施設区域の数については、

- ・我が国の特定複合観光施設としての国際的競争力の観点及び
- ・ギャンブル等依存症予防等

の観点から、厳格に少数に限るということと、区域認定数の上限を、今後つくります法律の中で法定することという決議を国会からいただいております。

これらに関する提案者答弁といたしましては、1つ目でございますが「二つ三つぐらいから手が挙がってくればスタートをして、その効果を検証しながら、段階的に数をどの程度増やしていくのかも考えるべき」という形になっておりますし、「依存症対策などの負の側面にも配慮しなければならないことを全体的に考慮すると、十も二十も日本全国に造るということではないと思う。温泉旅館の横に何かカジノを一部置くような、そんなことも想定をしていない。最初の段階ではせいぜい二か所、三か所で限定的に認定」をしていくということが述べられております。3番目の答弁でも「認定区域は二、三カ所程度で限定的に施行して」という形で、繰り返し、最初は2、3カ所で、という言葉がこれまで提案者の答弁で使われてきたところでございます。

21ページをおめくりいただきますと、シンガポールカジノ管理法の中では、シンガポールの当面のカジノの数を2つのみに限るということを規定しているところでございまして、10年間は「カジノ免許が2つまでしか存在しないことを保証する」ということで、ある意味では10年間では2つの事業者による寡占を認めている形になってございます。

22ページの第五項は「地方議会の同意」でございます。認定のプロセスにかかってくるところでございますけれども、区域の認定申請を行うに当たっては「地方議会の同意を要件とすること」になっております。

また、地方公共団体による公聴会の開催など、地域の合意形成に向けた具体的なアクションや依存症や治安維持などの地域対策を、国の認定に当たっては十分に踏まえることという決議でございます。

答弁の一つの例といたしましては、2つ目の「公聴会の開催」のまとまりのところですが、マサチューセッツ州での事例が引かれた答弁もございます。

マサチューセッツ州でも、地域住民と事業者が協定、アコードのようなものを結ぶような例もある。地域が住民の合意形成に努力をしている点も、認定に当たっては重要な判断材料になると考えている。

ということになっております。マサチューセッツ州では、住民投票も行うことを求めて

いることが、「参考」の中で触れられております。

23ページに参ります。第六項の附帯決議で、ここは引き続き、地方公共団体の役割についてでございます。

特定複合観光施設区域の整備が真に観光及び地域経済の振興に寄与するため、また、特定複合観光施設区域の設置の前提として犯罪防止・治安維持・青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないようにするため、

特定複合観光施設区域の整備の推進における地方公共団体の役割を明確化するように検討すること。

ということで、今後の制度設計に当たりましては、民間事業者が設置・運営いたしますこのIR施設、そしてそれに関する計画をつくって国に認定をする地方公共団体、そして、その地方公共団体からの提案を審査し、区域としての認定を行います国という、3段階の当事者が登場することが前提となっておりますけれども、その中でも地方公共団体の役割について、そこを明確化すべきであるという決議でございます。

1つ目の○の答弁でございますけれども、

地方公共団体は「国の方針に沿うように、地域のインフラの整備状況や周辺環境の現況等を総合的に勘案しながら、様々な民間事業者の企画提案を検討した上で、最も効果の高いIR施設整備計画を作成して、国に対してIR区域の認定を申請することになる」とされております。

また、IRが設置された後も、これは開業後もという意味だと思っておりますけれども、地方公共団体はこの問題やリスクを最小限に抑制するよう「IR区域及びその周辺環境の健全化・安全化に取り組んでいくことが望まれる」ということで、この「地方公共団体の関与の在り方については実施法の中で定められることになり、極めて重要な役割を果たすことになる」という認識が提案者から示されているところでございます。

続きまして、25ページ、七番目の附帯決議は、カジノの設置・運営者に対する規制でございます。

- ・真に適格な者のみが選定されるよう厳格な要件を設けるとともに、
- ・その適合性について徹底した調査を行うことができるよう法制上の措置を講ずること。

そして「事業主体としての一体性及び事業活動の廉潔性が確保されるよう、法制上の措置を講ずること」という決議でございます。

ここは「事業主体としての一体性」という言葉は今後、御議論をいただかないといけないと思っておりますけれども、いくつものビジネス当事者が、例えば1つのコンソーシアムなどを築いて、この事業運営に当たるということも考えられるかもしれません。その場合でも「事業活動の廉潔性」を確保するという観点から、この「事業主体としての一体性」と、その上での廉潔性をどのように確保していくかという問題意識に基づく附帯決議だと理解してございます。

27ページに参りまして八番目の項目ですが、カジノへの厳格な入場規制についてでございます。「自己排除、家族排除プログラムの導入、入場料の徴収等、諸外国におけるカジノ入場規制の在り方やその実効性等を十分考慮」し、「清廉なカジノ運営に資する法制上の措置を講ずること」ということになってございます。

シンガポールの例が何度も答弁の中で引かれておりますけれども「一回七千円から八千円ぐらいの入場料」の徴収、「自己申告あるいは家族申告による入場排除の措置」ということも何度も国会答弁の中で触れられていたところでもあります。

28ページには「シンガポールの排除プログラム」につきまして、入場を排除する制度と入場回数を制限する制度が措置されておきまして、入場の排除につきましては、

- ①本人の申請に基づく排除
- ②家族の申請に基づく排除
- ③法令上の規定による排除

と、いろいろな排除の仕組みが行われていることを紹介させていただきました。

30ページの九番目の項目でございますけれども、今、申し上げましたような入場規制に当たっての、いわゆる「個人番号カード」の活用を検討することという決議でございます。答弁の中でも、マイナンバーカードなども本人確認をする際の一つの手段であると思うという答弁が提案者によってなされているところでございます。

続きまして、31ページの十番目の項目でございますけれども、ギャンブル等依存症対策の抜本的強化についての決議でございます。

カジノの制度の設計に当たりましては、「ギャンブル等依存症患者への対策を抜本的に強化すること」ということで、実態把握のための体制整備、原因の把握・分析、相談体制や臨床医療体制の強化、教育上の取組などを整備しろということとともに、「また」以下でございますけれども「カジノにとどまらず、他のギャンブル・遊技等に起因する依存症」を含め、国の取組を抜本的に強化しろという決議でございますし、そのために必要となる「総合的に対処するための仕組・体制を設ける」とともに、「関係省庁が十分連携して包括的な取組を構築」し、強化しなければならないとされているところでございます。

これは、後ほど別の資料で触れますが、既に政府におきましては、カジノ以外の既存の公営競技、それからパチンコを含みます遊技などに起因する依存症対策について、今後、取組を強化していくということで、検討を既に別の関係閣僚会議において始めているところでございまして、そちらのプロセスと合わせて、この推進会議におきましては、カジノを含むIRに起因する依存症対策についてどのように考えるかということをおきまして、御審議いただくということになります。

33ページの十一番目の項目でございます。カジノへの営業規制へのあり方でございます。諸外国におけるカジノ規制の現状などを十分踏まえ、総理の言葉にもありましており「世界最高水準の厳格なカジノ営業規制を構築すること」。

「なお、諸外国におけるいわゆる『ジャンケット』の取扱については極めて慎重に検討を行うこと」という決議でございます。

十二番目の項目に移らせていただきます。マネロン対策についての決議でございます。ここは、FATF勧告に適切に対応するため「取引時確認、確認記録の作成・保存、疑わしい取引の届出等について、罰則を含む必要かつ厳格な措置を講ずること」が求められておりますし、このマネロン防止を徹底する観点から「厳格な税の執行を確保すること」ということになってございます。

次に、37ページのカジノ管理委員会のあり方についての決議です。

カジノ管理委員会は「独立した強い権限を持ついわゆる三条委員会」として設置するとともに、「十分な機構・定員」を措置し、「適切な人材」を配置し、「人材育成の在り方」も検討するようということ、それから、

- ・都道府県警察その他の関係機関の必要な体制を確保するとともに、
- ・カジノ管理委員会とこれらの関係機関の連携体制を確保すること。

という決議でございます。

ちょっと飛びまして、40ページの十四番目の項目でございます。カジノ事業者に適用される税制・会計規則等について、「諸外国の制度を十分に勘案の上、検討を行うこと」ということで、下の囲みの中に、参考までにシンガポール、ネバダ州、ニュージャージー州、マカオにつきまして、どのような財政的な賦課の制度がカジノ事業者に行われているか、法人所得税を含めてどのような状況になっているかについて簡単に整理をしたものをつけております。

41ページ第十五項、納付金のあり方でございます。納付金を徴収することとする場合は、その用途は「区域の整備の推進の目的と整合するものとする」とともに、「社会福祉、文化芸術の振興等の公益のためにも充てることを検討すること」ということになっております。

また、「その制度設計に当たっては、依存症対策の実施をはじめ法第十条に定める必要な措置の実施や周辺地方公共団体等に十分配慮した検討を行うこと」とされております。

最後の項目になりますけれども、十六番目の項目で「必要となる法制上の措置の検討に当たっては、十分に国民的な議論を尽くすこと」とされております。

以上が、この附帯決議と、それにつながったような国会での提案者答弁を簡単にまとめさせていただきましたものですが、43ページ以下は同様の作業を、今後、御検討いただく事項ごとに再整理したものでございますので、これは後日、また見ていただきたいと思います。

引き続きまして、資料4「諸外国におけるIRについて」を簡単に御説明させていただきます。

1ページ目は、統合型リゾートとは何かということでございますけれども、御承知の

とおり、カジノを含むいろいろな集客施設が一体的に整備・運営されることによって、国内外からの集客を極大化し、国等とは管理・監督及び財政貢献との関係が生じるというポンチ絵でございます。

2 ページ目は、シンガポールの2つのIRの例を写真で見えていただきまして、どのようにして一体的な施設になっているかをビジュアルに示したものでございます。

3 ページ目は「世界の主なIR」ということで、シンガポール、ラスベガス、韓国、マカオ、ニュージャージー州などについて、これまでの経緯も含め、簡単に御紹介をさせていただいているものでございます。これも細かい説明は省略させていただきます。

4 ページ目以下は「IRに係る経済効果」についてどのように考えるか。また、依存症ですとか、治安などの懸念される事項について、現状どのように見えるかということの御説明でございます。

4 ページ目の経済効果についてでございますが、IRに係る経済効果は、初期投資段階の「建設による経済効果」と「運営による経済効果」の2つに分けて考えることができると思いますが、そのいずれの段階でも、直接的な投資効果と、それが波及していく間接効果とに分けて考えることができるのではないかと、ある意味では当たり前の整理をさせていただいております。

そして、IRにおいて一般的に期待される経済効果としましては、「巨大な民間投資」がここで実現するのではないかと。そして「雇用創出・消費拡大等」が社会に波及していくことがIRの大きな経済効果かと考えております。

その際には、このカジノだけではなく、むしろ「国際会議場・国際展示場等の集客施設等を一体的に整備・運営」されているということ、そして、これまでも言及はありましたが、そこに追加投資などが行われていくことによって、ますますそのサイクルが動くことで、国際競争力のある滞在型観光が実現し、地域への送客などが実現していけば、総体として公益の実現につながっていくと思われ、財政の改善にも寄与するというのが、大きな経済効果についてのフレームワークではないかと思っております。

5 ページ目は「諸外国の例」といたしまして、これもよく言及される例ですけれども、シンガポールでは2つのIR施設の開発で、合計で約1兆円の初期投資がございますし、マカオでも同様なケースだと考えております。

また、運営段階の効果といたしましては、これもよく触れられますけれども、シンガポールでは「開業後4年で、国全体の観光客数が6割、観光収入が9割増加」ということも、これまで国会の答弁などを含め、よく言及されている数字でございます。

6 ページ目以下は、民間ベースで様々な経済効果を試算したものがございます。簡単に御紹介させていただきます。

最初は、経団連の4年ほど前の試算ですけれども、MICE施設が1カ所設置された場合には、建設による経済波及効果は約9,300億円、運営による経済波及効果は年間約5,800億円という試算が経団連から、日本プロジェクト産業協議会の試算を引用する形で公表

されております。試算方法の詳細については省略させていただきます。

7 ページ、2 番目は、みずほ総研の 2 年ほど前の試算でございますけれども、これも、IR を 1 か所設置した場合、IR 建設による直接効果は約 0.8 兆円、IR 運営による経済波及効果は年間約 2.9 兆円という試算が示されております。

8 ページは、大和総研による今年の試算でございますけれども、IR を 3 か所設置した場合、IR 建設による経済波及効果は 3 か所合計で約 5 兆 500 億円、IR 運営による経済波及効果は 3 か所合計で年間約 1 兆 9,800 億円という試算が公表されているところでございます。

9 ページ目以下は、懸念事項についてでございます。ギャンブル等依存症につきましては、シンガポールにおきましても、韓国におきましても、継続的、定期的な調査が国によってなされておきまして、シンガポールでは 2008 年、開業前でございますけれども、それが 1.2%、その後、2011 年で 1.4%、2014 年で 0.2% と推移してございますし、韓国の場合でも 2.3% から 1.7%、1.3%、1.5% という推移をたどっております。お時間の関係がございますので、この程度にさせていただきます。

10 ページ目は、先週金曜日に厚労省が直近で行いました、日本での予備調査の結果でございます。日本は、過去 12 カ月以内に依存症が疑われる症状を持っていた人の割合が、直近の調査によりますと 0.6%。それから、生涯を通じての経験で依存症が疑われるような症状を持っていた者の割合が 2.7% ということになっております。前者の場合、同様の調査をする諸外国並みぐらいの数字、後者の場合ですと、同様の調査を行う諸外国と比べてやや高い数字が直近で出ております。

11 ページは、治安、風俗環境でございますけれども、シンガポールの IR の開業前後の 10 万人当たりの犯罪認知率及び観光旅行者数の関係などをグラフ化しておりますが、結論から申し上げますと、旅行者数は莫大に増大しておりますけれども、この犯罪認知率そのものは低下傾向にあるように見えますし、なかんずくこの殺人、強盗などの体感治安が悪化するような犯罪等については、大きな変化は見られていないということになってございます。

以上、駆け足でございましたが、12 ページは今後、この場で御議論いただく、ライセンスなどの許可制度について、諸外国でどのようなものがあるか、入場規制について諸外国でどのような例があるか、あるいは財政負担などでどのようなものがあるかをまとめた資料でございます。

多少長くなってしまいましたが、以上で説明を終わらせていただきます。

ちなみに、資料 5～7 につきましては、説明の途中で申し上げましたように、IR 以外の既存の公営競技、パチンコ等の遊技を含むギャンブル等依存症対策には、関係閣僚会議のプロセスで検討を進めておりますので、先週金曜日に公表されましたが、そこでの資料を御参考までに配付させていただきました。以上でございます。

○山内議長 ありがとうございます。

それでは、今、御説明いただきました内容について、まず質問があれば、御発言を願いたいと思います。 どなたか何か質問があれば。

○櫻井委員 1点だけよろしいですか。

○山内議長 どうぞ。

○櫻井委員 推進法のことなのですが、二条の1項に「民間事業者」が2回出てくるのですが、これは事業主体の一体性という議論とあるいは関係しているのだろうと思いますけれども、「カジノ管理委員会の許可を受けた民間事業者」というものと、特定複合観光施設についての民間事業者は同じなのでしょうか。それとも、どのように関係を考えればよろしいでしょうか。

○中川特定複合観光施設区域整備推進本部事務局次長 第二条第一項の中の2つの「民間事業者」でございますね。

○櫻井委員 そうです。

○中川特定複合観光施設区域整備推進本部事務局次長 これは、最初に出てくる「民間事業者」は、文字どおりカジノ管理委員会からの許可を受けたカジノを運営する民間事業者という趣旨でございます。IR施設はカジノ施設を含むこととなりますので、この施設の一部であるカジノ施設は、当然、許可を受けた民間事業者が設置・運営をするという構成になっているかと思えます。従いまして、最後に出てきます「民間事業者」が設置・運営するものは、当然、「カジノ管理委員会の許可を受けた民間事業者」となるものと思えます。

○櫻井委員 同じ「民間事業者」を指すということによろしいでしょうか。

○中川特定複合観光施設区域整備推進本部事務局次長 その通りかと思えます。

○櫻井委員 分かりました。

○山内議長 よろしいですか。そのほかに何か御質問はございますか。どうぞ。

○渡邊委員 細かいところで恐縮ですが、附帯決議の第十項の31ページの、下の主な答弁

のところで、3行目のところに「事業者における配慮義務」というものがありますが、これはいわゆるレスポンシブルゲーミングとか、責任あるゲーミングと言われるようなものと同義と考えてよろしいでしょうか。

○中川特定複合観光施設区域整備推進本部事務局次長 はい。提案者の御答弁ですので、私が解釈できるかどうか分かりませんが、そのとおりだと私も解釈しております。

○山内議長 ほかの御質問はございますか。よろしゅうございますか。

それでは、質問をいただきましたので、皆様からの御意見を伺いたいと思います。「日本型IR」のコンセプトの具体的なイメージをつくるための意見交換とさせていただきますと思います。皆さんから御発言をお願いするのですが、櫻井委員は14時10分ごろに御退席とうかがっておりますので、時間は大丈夫でしょうか。

○櫻井委員 はい。

○山内議長 まずは、櫻井委員から御発言をお願いしたいと思います。

○櫻井委員 はい。それでは恐縮ですが最初に発言させていただきます。今の資料の御説明にもあるのですが、冒頭、私はここでの取組みはチャレンジングである、あるいは今までにない規制ではないかということを示しました。今日の資料で、17ページのところに法務省刑事局の見解が出ておりますが、これは議論の対象になったのかどうかは分かりませんが、いわゆる今まであった公営競技に関する法制度というものがあるのですが、これを眺めてみますと、競馬法は昭和23年に制定された法律で、非常におとなしい法律といえますか、元々暴れたりしない主体が行う公営のギャンブルということで、それを前提に法制度ができているわけでございます。

そうすると、そのときに「同様の配慮が必要」と資料では書いてあるのですが、多分、議論の前提が既に違っていると思います。ましていわんや、「運営主体等の性格」というところでは「官又はそれに準じる団体」ということなのですが、今回のカジノの運営主体になるのは、民間主体の中でも最も活力のあるといえますか、知力も高く、経済的合理性に従って行動して、財力もある人たちで、しかも国際的に動く、非常に機動性のある主体ということになりますので、これに対して行政がどうやって対抗していくかという仕組みをつくらないといけないわけですね。

ですので、そういう意味でいうと、議論の質という意味でいいますと、こういう従来の制度論でくみ尽くされていないところから話が出発しなければならないと思っています。そこは、今回、既に推進法ができおり、これを前提として、次に実施法をつくれという形で行政のほうにボールが投げられましたので、そこは腹をくくってやらな

いと、非常に中途半端になってしまうかなと思っています。

この推進法では、カジノ管理委員会については、いわゆる三条機関でやるのだということは既に決まっています、入れ物は決まっていますのでけれども、三条機関になったからといってきつい規制ができるかというところ、その保証は必ずしもないわけでありませう。そうすると、その中身の規制をどのように整備していくのかというところが本丸の議論ということになるのだらうと思います。

そうすると、従前の議論ですと、まず法制度を形式面でどのように整備していくのかというのが一つあるのですが、これはアリバイ的につくってもだめなのです。従前ですと、いろいろ害悪を規制するような法制度の場合には、このようになっておりますという説明がされるのが通例で、一応、法制度はきれいにできていることにはなっているのだけれども、その場合、実際にそれが動いているかどうかは差し当たって問わない。

実際そういう弊害はあまり起きなかったというところが従来の議論だったと思いますが、少なくともカジノの議論というのは、カジノの運営主体の性格を考えると、ちょっとでも手綱が緩むと犯罪の温床になりかねないということにもなりますし、マネー・ローンダリングのことを考えましても、これはずっとFATFとの議論があって、それから犯収法の成立過程あるいは最近の改正の過程などを見ましても、我が国の政府の対応がなかなかうまく国際的な要請に円滑に対応できてこなかった中で、やっと改正にこぎつけているということもあるわけです。

そんなところを考えると、制度自体をまず形として整えるということをお前提にして、今度は法執行をどうするのかというところが問題となります。これは規制で刑罰を置けという議論が非常に多く、規制というともう刑罰とイコールなのですけれども、刑罰は発動されるかどうかは保証の限りではないものですし、もともと発動しないほうがいいのだという哲学でできているものです。

そうすると、そうではなくて、実際に適時適切に規制ができるという機動性がないと、相手に対抗できるだけの行政のツールとして適切とはいえないし、それから恐らくメンタリティーも関連していて、執行体制がセットになっていないと、世論の懸念のとおりになりかねない。そこがやはり肝であり、それによって制御ができている前提で、初めて安心して楽しいレクリエーション施設ができるということになるのだらうと思います。そこは既存の法的ドグマをある意味、いかに破っていくのかという問題が投げられていると思います。そのあたりを、これは立案作業としてクリエイティブな作業ということになるのだらうと思いますので、そういうところを心してやっていただきたいと思っています。以上でございます。

○山内議長 どうもありがとうございました。

それでは、これ以降は、先ほど、熊谷委員から順番にお話しいただきましたけれども、その順でお願いしたいと思います。

まずは熊谷委員からよろしくお願いたします。

○熊谷委員 観光がどれぐらい経済効果があるかを直近のデータで調べてみたのですけれども、2016年の直近のデータで、これは速報値でございますけれども、定住者が1人当たりでいうと124万円弱ぐらい消費を行っている。これに対して、訪日の外国人が1回当たりで行う消費は大体15万5,000円程度ということでございますから、計算してみると、外国人旅行者が7.9人、つまり8人弱ぐらいいけば、それによって定住人口1人分の消費を賄うことができるわけです。

もしくは、国内の旅行者で計算してみると、宿泊を伴う国内旅行者でいえば、大体25人ぐらい国内旅行者がいれば、1人の定住者の消費を賄うことができる。

日帰りの国内旅行者でこれを計算してみても、大体79人ぐらいで定住者1人分の消費に相当するというところでございますから、そのあたりを含めると、やはりかなりの経済効果であり、日本がこれから少子高齢化が進んでいく中では、こういった外国人旅行者を呼び込んで、もしくは国内の旅行者などについても活性化していくことが非常に大きな効果を持つてくる。

例えば、訪日外国人の消費額は、総額で見ると、去年の速報値ですと3.7兆円程度まできているわけでございますから、このあたりを活性化することが非常に大きな課題ではないかと考えております。

実際、流通系の社長と先日、夕食を食べたときに、例えば、京都だとか北海道だとか、そういう外国人がたくさん来る地域の店舗の売り上げが、全国で見たときに明らかに伸びている、非常に調子がいいということがあるわけでございますので、国内経済に対する波及効果ということ言えば、非常に大きなものがあるのではないかと考えております。

また、もともとのところでいうと、やはり日本人というのは前例主義というか、何かをやるときに批判だとか問題点とか、それを過度に強調して、結局は何もしないという傾向があったわけでございますが、今回、安倍政権がIRについて大きな一歩を踏み出したということは非常に画期的なことであって、先ほど申し上げたように、メリットは明らかにあると思います。

これは観光の面でもそうですし、地域の振興、それから財政と様々なメリットがあるわけです。他方で、リスクだとかデメリットは一定程度はあるけれども、やはりそこは規制のあり方によっていくらかでも最小化していくことができるわけでございますから、大きなメリットがあるということを踏まえた上で、非常に有効なというか、しっかりとした規制を入れていく。これが基本的な考え方になるのではないかと。

加えて、冒頭で申し上げましたが、これは経済効果だけではなくて、文化だとか国柄だとか、そのことを通じて地方創生をしていくというような、非常に多面的な要素があるわけでございますので、そこで日本型のIRの形をぜひしっかりと議論させていただ

て、ある意味で国民に対して骨太の議論を、我々はこういう確信のもとで国益になると思ってやっているのだというところをしっかりと打ち出すことができると考えております。以上です。

○山内議長 どうもありがとうございました。 それでは、篠原委員、お願いいたします。

○篠原委員 先ほど、世論とのギャップ、もう一つは地方創生という観点が重要であるとか、やはりカジノを前面に出す論調も目立つので、その点、いろいろな施設が入って統合型リゾートになるわけで、私は特に会議場をもっと前面に出すべきだと思うのです。先ほど、武内委員もおっしゃっていたけれども、例えば、TPPであれだけ会議を開きながら、実は交渉の会議は日本では一回も開かれていないのです。私はなぜなのだと聞きましたら、急に開催が決まるため、会議場の予約が取れないのだそうです。

例えば、次は5月の何日にやろうと急に決まると、日本では、開催ができません。そうしてかなり国益を損なっているという部分もあると担当者から聞いていますので、そういうものをもっと前面に出して、日本の経済あるいは国際的な立場を守るために大事なのだということをもう少しアピールをきちんとしていくことが重要だと考えております。私はアミューズメントとかショッピングモールとか、そういうのはディズニーに行ったりUSJに行ったりして単体としてはあるわけで、国際会議場を中心の軸にすべきではないかというのが一つです。

その関連でいえば、カジノの入場規制ですね。私は本当は、当面は原則日本人はだめということでやって、それから徐々に入場規制を緩めていったらいいのではないかとこの考えを持っているのですけれども、法律はそうではおられません。だから、この法律を踏まえていえば、相当厳格な入場規制を日本人にはかけるべきだと思います。

シンガポールで、日本円にして8,000円から入場料を取っていると言うのですが、ギャンブルをやる人は8,000円、1万円ぐらいカジノ内で取り戻せばいいと思うのです。だからみんな行きますよ。私はその程度の額では規制にならないのではないかとこの感じがしていますので、ここはしっかりとどういう規制をかけるかということを考える必要があると思うのです。

それから、IRの設置場所なのですからけれども、先ほど、ちょっと申し上げたのですが、大都市もいいのですが、この附帯決議の答弁の中にもありますように、まず2、3カ所で始めてみて、それからだんだん増やしていけばいいのではないかと。それから地方も、というのが入っていますが、大都市でやる場合は大規模かもしれませんが、地方都市では、そんな大規模なんて無理だと思うのです。ならば、中規模ぐらいを認めていくとか、バリエーションを考えながら、まず国民の強いアレルギーを和らげていくことが大事かと。まずスタートはこうで、様子を見てください、ちゃんとやっていますと。一遍にばんと設置を決めて、それいけどんどんというやり方では、世論対策はうまくいかないの

ではないかと思っています。

そういう面では、ギャンブル依存症対策も政府あるいは与党のほうからもいろいろな案が出ていますので、この実施法案の前に、ギャンブル依存症の法案を先に通すということが、私は世論のアレルギーを和らげることになると思うので、これは国会運営上の問題もあると思いますけれども、ぜひそういう方向で、少し先行させてほしいと思っています。

最後に、カジノ管理委員会です。これも実は、私は前からの持論で、JNT0という組織が日本にありますね。インバウンドで一生懸命頑張っているのですけれども、例えば、こうした公的セクターを本当は運営主体に絡ましていくことで、国民の受け止めも違ってくると思っているのですけれども、民営ということが法律上で決まっていて、そうもいかないとなれば、カジノ管理委員会で、先ほども櫻井委員がおっしゃっていたように、相当しっかりとチェックをしていくということ、国民の皆さんに見せていくことが大事かと。そういう一連のものを全部やっていくことで、徐々に私はアレルギーみたいなものが和らいでいくのかなという感じを持っています。

この推進会議では、直接関係ないことだと思いますが、カジノについて言えば、船上カジノの問題もあるかと思っています。外国船籍ではカジノができるのに、日本国籍の船舶はカジノができないという現状があるということ参考までに申し上げたいと思います。以上です。

○山内議長 ありがとうございます。 それでは、武内委員、よろしく願いいたします。

○武内委員 感想めぐところもあって申しわけないのですけれども、実はオリンピックの閉会式で、日本の次の大会を紹介した場面、総理のマリオなどもあって楽しかったのですけれども、あれを海外の若い人と話をしたら想像以上にものすごく感激、感動しておられたのです。日本で話をしているときよりもその話題をすごく熱心に語ってくれたので、そうなのだとむしろ発見した気持ちだったということがあります。今、IRの非常に大きなポイントが、インバウンド、海外からのお客様というところで行きますと、いろいろなコンテンツをクールジャパンを含めて考えていくことになると思うのですが、そういうことを入れながら、海外の人たちに楽しんでもらえるようなものになると、逆に今、私みたいに、ああそうなのかと日本側が発見する要素も出てくるのかと感じています。最近、観光関連の会議に出ますと、インバウンドは非常に話題になって数字も上がっているけれども、国内観光は全体として下がっているということを言われます。日本において海外からの影響力は案外、大きいので、海外の方々が非常に感動して喜んでくれるものを日本の中で発見して、インバウンドだけではなく国内観光の要素として見つけて、その発見が地方に広がっていくという形に展開するといいいのではないかと思っています。

おります。そういった意味では、海外向けのコンテンツが日本に新たなコンテンツをもたらすのではないかということが一つあります。

それから、今、篠原委員がMICEに関しておっしゃってくださったのですが、本当に会場が空いていないかと言われると、100%埋まっているわけではないのですが、やはり大きなところについては、いざというときに聞いて、もう空きがないと言われるとそれで終わりみたいなどころがありまして、採算のことをいうと稼働率を上げないといけないのですが、やはり空きがあることはとても大事ということがあります。

そういった意味で、広いスペースのものが大型のIRに、ということになりますと、これができるというのは誘致のチャンスが当然増えるということになってありがたいところです。MICEに関しては、一般の修学旅行の観光よりも、オピニオンリーダー的な方が集まることが多いものですから、消費額が大きいというのは当然、言われています。IRでもですし、その後、少し残っていただいて、各自観光していただいてお金をさらに消費していただくようどのように振り向けていくかが、IR観光もしくはMICEの中でどうそちらに目を向けてもらうかということがまた工夫のしどころかなと思います。

その一つの要素でもありますけれども、今ちょうど働き方改革とか人手不足で24時間営業をやめようという方向にはなっておりますけれども、よく海外で国際会議へ行きますと、夜10時ぐらいからレセプションが始まるというケースも結構あったり、午前2時まで楽しんだ後、またさらに飲みに行くなどということも、海外の方が集まるとみんな非常に精力的にそういうことをするのです。今も日本の観光で夜が寂しいとはよく言われることでもありますけれども、なかなか各地で、そんな時間までやれというのはかなり無理があると思っています。IRの中であれば、限定的にそういったナイトライフも楽しんでいただけるとすると、MICEの誘致の際に、夜も使えますよということもお話ができるスポットとしていろいろな楽しみを追求していくことも、MICEの一つの魅力づくりになるのではと思っております。以上です。

○山内議長 ありがとうございます。それでは、丸田委員、よろしく願いいたします。

○丸田委員 私は、本日のこの場では、IRのコンセプトということですので、まず会計士としての専門分野である財務とか内部統制の視点ではなくて、ビジネスの視点から、諸外国でどのような形でIRがあるかという観点から、意見を述べさせていただきます。

やはり、今回のIRのポイントといいますのは、今、諸外国でもIRがいろいろなところでできておりまして、今回重要なのは、この「日本型IR」というのがこのような厳しい競争環境の中で国際競争力を持ったものである必要があるということです。ですので、これは日本の中の2～3カ所の競争だけではなくて、グローバルの中でこの施設が競争力を持ったもの、分かりやすいもの、訴求できるものとして世界から観光客を集客する必要があるということだと思います。あとは非常に経済効果が大きく期待されるIRの中

では後発でございますので、ある意味、日本として最新のかつ世界に誇れるものを打ち出していかないと、目指しているような経済効果が達成できない可能性があります。その意味では、単にシンガポールの焼き直しでいいのかが一つ大きなところかと思えます。

その中で、今回の「日本型IR」の定義の中で、ファミリー向けのエンターテインメントと、MICEなどのビジネス向けのものという2つのコンセプトが入っているかと思えます。これは、例えばシンガポールではサンズの主にビジネス向けと、ゲンティンがやられているセントリーサのファミリー向けで、一応コンセプトを分けて、それぞれがある意味、よい競争関係でやっている。

ここで、日本でやる場合に、恐らく日本の場合には、設置される地方にそれぞれ課題であるとか地域の特性、あとは周辺のカニバリゼーション、競業関係も含めて特質があると思えます。もちろん、シンガポールのように単にファミリーとビジネスのすみ分けをすればいいという意味ではございませんので、その中で非常に分かりやすい、そこに合った形のコンセプトを考える必要があるかと思えます。今回、IRとなりますと、IRのカジノエンジンがあるので総花的に何でもつくればいいというわけではないと思えます。これは民間の投資もカジノから得られる収益をある意味上限とした投資でございますので、その中で全部を総花的にやるよりは、これがまた地域経済に貢献するという意味になると思うのですが、その地域に合ったものをしっかり考えていくことが必要かと思えます。

今回はそうはいってもファミリー向けというものがございまして、そういう意味では動線であるとか、子供たちにカジノの入り口が分かりにくくするとか、そういった工夫も必要なのかもしれない。

あと、今回の「日本型IR」の中で一つポイントとしましては、やはり全国的に効果が波及する必要があるというところがございまして、そこら辺では今までの議論の中で出ていますように、ある意味、IRがショーケースのようなもので、それは地方の観光資源を体験というかお試しいただいて、そこから滞在型ということでその観光資源に実際に足を運んでいただくことでつながっていくとか、それはもしかしたら日本の技術もそうかもしれません。ビジネスマン向けには、IRで使われている技術が非常に素晴らしいものであれば、それを実際に日本でもう少し見てみたいとか、そういう意味でしっかり日本でも、創意工夫を生かした、単に諸外国でやっているものを輸入するという観点ではなく、そういったものを造っていくことが必要かと思えます。

最後に1点でございますが、私も身近にこのIRを友人も含めて議論をすると、まだまだIRは単なるカジノではないかとか、これは一体どういうものができるのかということが十分に理解されていないと感じています。私もこれに携わる者としては非常に残念でありますし、もうちょっと自分でも説明しないといけないと思うところはあるのですが、その意味でも今のコンセプトに従ってどのようなものができるのかを、ビジュアルなども含めてしっかり理解していただくことが重要と考えております。その中でポイントと

しましては、IRというエンジンで得られた資金を使った投資としていろいろな今の施設であるとか機能が整備されるということ。そこを循環的に回していき、かつ、その透明性を持った形の一体性があるものというところをしっかりと制度として担保していく必要があると考えております。

○山内議長 ありがとうございます。それでは、美原委員、よろしくお願いいたします。

○美原委員 このIR推進法とIR実施法という法律ですが、おもしろい考え方をしていると思うのは、諸外国ではIRとは基本的には政策論で制度の対象じゃありません。この政策論とカジノを認めるという制度論が一緒になっていることが日本の特色にもなっています。諸外国ではカジノの許諾と規制・管理監視が法律の内容で、その施設が如何なるものでこれをどう実現するのかというのは政策の対象ですが、制度ではないわけです。この様に政策と制度を分けるというのはシンガポールとか諸外国の考え方ですが、日本は違うわけですね。これがこの法律の興味深い点です。IRという政策概念が一つの法律体系の中に位置付けられ、その枠の中においてのみカジノを限定的に認めようという仕組みは、実は世界に類例のない法律だと思います。この意味では新規性がありますね。

ですけど、先ほど櫻井委員がご指摘された点とも重なるかもしれませんが、我が国にある公営賭博法体系は昭和20年代にできた制度的枠組みで、今回の制度構築にはあまり参考になりません。当時考えられていた違法性を阻却するための法益も、社会的背景も、国民の考え方も今では大きく変わっているからです。もっとも公営賭博を含む賭博行為に関する国民のパーセプションは、あまり変わっていないわけで、昔のやくざとか反社会勢力が関与してきたという経緯や国民が漠としてとらえる否定的なイメージがあるために、公序良俗の観点から、好ましくないとする考え方が今でもあるのではないかと思います。一方、諸外国においては1960年代以降、精緻な制度構築が図られ、悪や不正を確実に排除し、これら遊興を健全化するための法理、法律、規制が作られてきました。適切にコントロールすれば国民にとって健全、安全な仕組みとすることができるというのが、先進諸外国での経験でもあるわけです。

では、日本において今後の制度設計において、何が問題になるのでしょうか。制度としては恐らく形式的にはしっかりしたものができると思います。日本の官僚機構や警察機構はしっかりとした仕組みでもあるし、国民の政府や制度に対する一般的な信頼度、国民の社会的成熟度等もかなりしっかりしている。ですけれども、日本の社会的風土や法体系の実践では、エンフォースメントが弱い側面があり、ことカジノに限っていえばこれは問題になります。しっかりとした法律がありながら、必ずしも法律がよく守られていない、あるいは法の執行が完璧ではなく、大目にみてしまうという許容度が社会的には一部あるわけです。例えば、制度的にはパチンコに高校生は行けないわけですが、誰も監視しているわけではないわけで、実態は行っているというような問題です。エン

フォースメントが弱い社会として社会的にも大目に見られている分野があるということなのでしょう。

ただし、今回の制度の対象となるこのカジノに限っては、エンフォースメントが弱い仕組み等はありません。厳格な法の執行が前提になるということです。もっとも厳格な制度とは国民や利用者を悪や不正から守るためにあるわけであって、事業者や遊興を楽しむ国民を不用意に規制するためにあるわけではありません。カジノというのは、公営賭博と異なり、カジノハウスと不特定多数の顧客が瞬時にお金と同等のチップを交換しあうという極めて疑似金融的な行為を含む賭博遊興行為でもあり、リスクが非常に高いわけです。一方、公営賭博は賭け金となる売り上げの一部を賭け行為が行われた時点で控除するだけですから、ほとんどリスクはないですね。今、公営競技の投票券の販売も半分はネットですらか、胴元とお客との直接的な金銭のやりとりが極めて透明になるリスクのないクリーンな仕組みが前提になるわけです。この場合、エンフォースメントは甘くてもまず問題は起こりえません。

けれども、カジノはそうではありません。様々な側面で人間対機械、人間対人間という形で、胴元と顧客との直接的なやり取りの中に、大きなリスクがあるという仕組みでもあるわけです。この場合、やはり国民を守るために、あるいは利用者を守るためには、しっかりとした規制でもって、事業者並びに事業者が担う行為を規制し、監視することが必要になってくるわけです。このエンフォースメントがどうなされるべきかは、非常に大きな制度的課題になると思います。このために設けられる三条委員会の権限、所掌、地方警察との関係のあり方、関連する主務省庁とか、省庁の関係に関しては、精緻な議論が必要ではないかと思っています。国による規制の在り方は、国民的には分かりづらい側面になり、制度の本質に関し、国民の納得と理解が得られるかが一つの心配事項になるかもしれません。

制度としてはしっかりとした仕組みができるのではないかと思います。この仕組みを国民にどう分かるように説明するかも大きな問題になりますね。9.11があつて以降、ロンドンに行きまして、イスラム系の人たちと食事をする機会がありましたが、彼らはカジノのレストランに行こうと言った。なぜかという、そこが彼らは最も安全な場所だということを知っているからです。完璧な監視と管理がなされ、安全な空間が確保されていて、変なことが起こらない最高級のレストランがあるのはカジノなのです。

IRのカジノもそうなのです。完璧に監視され、隔離された安全な空間ですから、変なことがおこるかもしれないとか、治安が悪くなるというよりも、そこに行けば確実に安全、安心な時間と空間が提供されるということを国民が理解したとき、IRというのはこの国にあつてもおかしくないのではないかという国民的な理解が得られるのかもしれない。

その考えが果たして限られた時間的余裕の中で国民に浸透するかは、マスコミに対する丁寧な対応とか様々な議論をオープンにしながら、透明な形で少しずつ国民に語りか

けながら、規制とは何か、制度とは何か、IRとは何か、その中に含まれるカジノはどのように規制されているのか。こういうことを分かりやすく説明することにあるのではないかと思います。ぜひとも、この推進会議の議論を通じて、分かりやすい説明が国民に伝わることによって、IRの認知と理解が高まることを期待しています。 以上です。

○山内議長 ありがとうございます。それでは、最後に渡邊委員、よろしく願いいたします。

○渡邊委員 私は、附帯決議ごとに意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、第1項のところで、日本らしいIRとは何かということが問いかけておりますけれども、その中で、ファミリーデスティネーション、それから日本の歴史、伝統文化、クールジャパンといったキーワードが述べられておりますけれども、先々月、主要な外資系のCEOが日本にいらっしゃって、日本は食が何においてもすばらしいと共通して言われていたので、私は日本におけるIRは、やはり食というものが一つのキーワードになるのではないかと思います。それはミシュランというようなものだけではなくて、いわゆるB級グルメ、ラーメンとか焼きそばとかギョーザとか、そういったものが一つの我々としてアピールするものになるのではないかと考えております。

また、クールジャパン、それからおもてなしという言葉がよく我々に心地よく聞こえますけれども、そこで我々が真剣に考えなければいけないと思うのは、言い方は悪いですが、おもてなしというのは、要は無償のサービスというところがあると思います。やはり、このIRを実現する以上は、これは我が国の経済、そして地域の経済に資するものでなければいけないので、クールジャパンという場合には、真剣に外国人観光客に何が受けるのか、そこを外国のオペレーターなどにも聞いて、真剣に考えていく必要があるのではないかと思います。もちろん、歌舞伎などや、IRの敷地内の自動運転といったものは非常にいいと思いますけれども、そういった視点も必要ではないかと考えております。

それから、このIRについては、先ほどから何回もお話があるとおり、国際的なものであること。もちろん日本人観光客も当然いらっしゃると思いますけれども、これはあくまでも国際観光が主眼であって、国際的に外国から観光客を呼び込むものでなければいけない。そして、ここも外資系のCEOの方々がおっしゃっていたのは、要はIRが全国への観光のハブになると皆さんおっしゃっていました。やはり外資系の方もそのように考えていらっしゃるのです。これが、国会質疑の中でも野党の先生方からは、カニバリズムとか、IRの中で消費がとどまることになるのではないかという批判がありました。そういうことがあってはならない。周辺地域のみならず、そこを核として、先ほど、丸田委員からもお話がありましたけれども、要はIRでショーケース的な見せ方をした上で、そこから全国へのツーリングのハブになるようなものでなければいけないのではない

かと考えております。

第二項の違法性阻却につきましては、こちらでも臨時国会における衆議院・参議院の審議の中でかなり議論をされたところがございますが、先ほど、櫻井委員と美原委員もおっしゃっていましたが、この賭博罪の法益について、これができた昭和20年代と現在で異なってきているところは大きいと思います。17ページの上のほうに、賭博罪を犯罪としている趣旨として、古い最高裁の判例を引っ張ってきたものでございますけれども、これを最近改めて読むと「国民の射幸心を助長し、勤労の美風を害するばかりでなく、副次的な犯罪を誘発」と書かれているところを見ると、この8つの観点があると言われておりますが、その中でも、やはり「副次的弊害の防止」が一番重要なのではないかと最近は思っています。であるからこそ、今、公営競技やパチンコ・パチスロ等の遊技においても、改めて依存症対策をしっかりとやるということになっているのではないかと考えているところでございます。

それから、先ほど、櫻井委員からお話がありましたけれども「運営主体等の性格」の中の「官又はそれに準ずる団体に限る」というところは、先に法務省の御見解があったとおり、例示にすぎないのですから、もちろん公益性のあるIRを実現しなければいけないですけれども、IRによる民設、民営のカジノは十分実現できると考えております。

第三項のところでございますが、ここで1点申し上げたいのは、先ほどからキーワードとなっている国際的、全国的な観点という以上は、提案者の先生方の御発言にあるとおり、一定以上の規模のあるものでなければいけないのではないかと考えております。それから、先ほどあったような、全国への観光のハブになるものでなければいけないのではないかと考えております。

それから、カジノ施設の面積は3%とよく述べられますけれども、そこは19ページのシンガポールの例にあるとおり、基本的には面積で規制するべきではないかと。要は3%という対象となる全床面積に比べて幅が出てくるものだと思いますので、面積で法定したほうが良いと思っております。なお、海外のシンガポールの規制を見ますと、通路とかバックハウス、それから飲食エリアなどはこれから除外されていることは留意していただければと考えております。

25ページの附帯決議の七項のところの、いわゆる背面調査というもの、それから審査について一言申し上げたいと思っておりますけれども、ここについてはいろいろ議論されておりますが、やはり国際水準に基づく厳格な規制と申しますか、調査をしていただきたいと考えております。日本だけ緩いと、よく言われますのは、外資系オペレーターが仮に入ってきますと、ネバダ州のライセンスが飛んでしまう、規制のアービトラージが起こると言われておりますので、ここは可能な限り厳格にしていきたい。そして、附帯決議の中で非常に私が重視しているのが「事業主体としての一体性」というところがございます。ライセンスを逃れるようなスキームは許されず、カジノ収益が不適格な者に流れることも防いでいかなければいけないと考えております。

それから、第八項の附帯決議について一言申し上げますと、入場料については先ほどお話がありましたとおり、入場料を取るとかえって、よしやるぞという気分を起こすのではないかという議論も確かにあると思いますけれども、シンガポールを見る限り、これがうまくいっていないとは言えないと思います。また、この入場料の財源をもって依存症対策に生かすという観点から、入場料を取る意義は十分あると思っております。

その次の第九項のマイナンバーについては難しい問題で、今後も議論していくこととなります。シンガポールや韓国のように、日本はマイナンバー制度が普及しておりません。そういった中で、マイナンバーカードを日本人の入場に必ず義務づけるのは、若干ハードルが高いと思っています。ただ、マイナンバーカードを持っている人間について、マイナンバーカードの裏にあるICチップをもって回数制限や入場制限に生かすことは十分できるのではないかと考えております。

最後にマネー・ローンダリングについてお話をしたいと思いますが、十一項と十二項でマネー・ローンダリングについて挙げられておりますけれども、ジャンケット制度については、マネー・ローンダリングのおそれ、それから依存症誘発といえますか、それを助長する可能性がある。それから、反社会的勢力等の問題もありますので、ここは私は極めて慎重に、基本的には導入すべきではないと考えております。

最後に、このKYCといえますか、顧客管理についてございますが、櫻井委員からも先ほどお話がありましたけれども、日本では犯罪収益移転防止法という法律があつて、櫻井委員のお話のとおり、つい最近まで日本は、いわゆるFATFの基準から遅れていて、ようやく昨年10月にキャッチアップしたところがございます。ただ、まだまだ日本のエンフォースメントを見ると、特に私のようにマネー・ローンダリング対策に関する実務に携わっている者からは、この犯収法に基づくマネー・ローンダリング対策はまだまだ緩いと感じます。

そこで、ぜひ御検討いただきたいのは、シンガポール、それから米国などで導入している、高額取引に関する報告書という制度を、要は日本のいわゆるマネー・ローンダリング規制に上乘せする形で検討していただきたいということと、カジノにおけるマネー・ローンダリングの手法については、疑わしい取引の参考事例などをぜひ御用意していただきたいと考えております。以上、長くなりましたが、私の意見でございます。

○山内議長 どうもありがとうございました。

これで一応、一通り皆様からお話を伺ったわけですが、何か追加的に御発言をという方はいらっしゃいますか。よろしゅうございますか。ありがとうございました。

それでは、今日は非常に広い観点からそれぞれの御専門の立場で重要な御指摘をいただいたと考えております。それで、今日は1回目ですので、皆様の御発言をもとに、これから我々の「日本型IR」を考えていくわけですが、事務局に取りまとめをお願いして、次回につなげていきたいと思っております。

それでは、本日の議論はこの辺までとしたいと思いますけれども、本日の内容につきましては、会議終了後、私から記者に対してブリーフィングを行いたいと思っております。

また、議事録につきましては、事務局で作成し、内容を確認させていただいた上で、できるだけ速やかに公表したいと考えております。次回の日程など、事務局から連絡事項がございましたら、よろしくお願いたします。

○中川特定複合観光施設区域整備推進本部事務局次長 次回の会議の日程につきましては、議長、それから皆様の御日程とも相談させていただいた上で、委員の皆様と調整して決めさせていただき、御連絡を差し上げたいと思っております。よろしくお願いたします。

○山内議長 どうもありがとうございました。

それでは、以上で第1回「特定複合観光施設区域整備推進会議」を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。